

令和4年度第4回横浜市入札等監視委員会 議事概要

【日 時】令和5年1月19日（木）午前9時30分～11時45分

【場 所】[委員] WEB参加 [事務局]横浜市役所11階 契約部内 入札室

【出席委員】青柳 由香委員長、岡本 由美子委員、千々松 愛子委員、村瀬 景子委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（WTO、総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 1件 |
| (2) 一般競争入札（WTO）に係る抽出案件 | 1件 |
| (3) 一般競争入札（総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 1件 |
| (4) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 3件 |
| (5) 随意契約に係る抽出案件 | 2件 |

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について
- (4) その他

【議事内容】

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

議題1－(1) 一般競争入札（WTO、総合評価落札方式）に係る抽出案件についての審議

抽出案件：1 「北部第二水再生センター発電設備工事」

委員：抽出理由の説明。

審議対象案件の中で唯一のWTO、総合評価落札方式の対象案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「総合評価の評価項目である「市内経済への貢献」とは具体的にどのような内容でしょうか。」

本市：「本工事における一次下請契約での市内中小企業の活用が評価項目となっています。市内中小企業の活用目標値が20%以上の場合4点、10%から20%未満の場合2点、10%未満又は無記入の場合0点です。」

委員：「一次下請契約における市内中小企業の割合などは、どのように確認するのでしょうか。」

本市：「目標値を申告していただき、それを採点します。契約前ですので予定の形での評価です。」

委員：「下請契約であれば許容されるのかもしれませんが、WTO契約において外国企業に不利となりうる条件であることが気になります。また満点の配点が高いような気がします。他のWTO案件にも同じ評価項目を採用しているのでしょうか。」

本市：「WTO案件は、入札参加条件を市内企業に限定はできませんが、地方自治体として市内経済等に寄与できる余地はないかと検討し、総合評価の項目として「市内経済への貢献」を設けました。他のWTO案件でも総合評価の場合には、原則この評価項目を採用することとしています。」

委員：「他の自治体でもWTO案件で同様の評価方式を導入しているのでしょうか。可能であれば国土交通省のガイドラインなど参考になるものを教えてください。」

本市：「他都市の状況は調査していないので、確認して次回報告します。」

委員：「WTO案件での入札で、実際に外国企業が参加したことはあるのでしょうか。」

本市：「過去に参加した案件もありますが、最近の参加はありません。」

委員：説明を了承。

議題1－(2) 一般競争入札（WTO）に係る抽出案件についての審議

抽出案件：新本牧ふ頭建設工事（その28・外周護岸B－2基礎及び本土工）

委員：抽出理由の説明。

低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回っていた最も金額の低い事業者を落札者とせず、次点の事業者を落札者とした案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「再度の低入札調査をしたとのことで、十分調査をしているのだとは思いますが。予定価格や調査基準価格は根拠に基づいて算出しているのだと思いますが、今回落札した共同企業体も調査基準価格を下回っており、どのような理由で低価格を実現できたのでしょうか。」

本市：「関連要綱に従い、請け負っている工事や下請けの状況、資材の調達や積算根拠に関する資料等を提出していただき、調査を行い、落札者の決定を行います。本調査でも提出資料の確認やヒアリングを行い、問題なく施工できること確認しました。」

委員：「予定価格から乖離した要因をもとに調査するというよりは、その工事を問題なく履行することができるのかという視点で調査されているかと思います。一方で、本件の予定価格が高かったという可能性はないのでしょうか。」

本市：「この工事も含め、基本的に予定価格は、国が作成した標準積算に加え、本市独自の労務単価などを反映して算出されていると認識しています。」

委員：説明を了承。

議題1－(3) 一般競争入札（総合評価落札方式）に係る抽出案件についての審議

抽出案件：権太坂陸橋補修工事（その1）

委員：抽出理由の説明。

同種工事の施工実績を求めるもので、競争性確保のため入札参加資格を拡大し発注した案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「競争性を確保するため、より多くの事業者が参加できるように入札参加資格を拡大したとのことであったが効果はありましたか。」

本市：「競争性を高めるため、本工事の予定価格の金額帯は通常Bランクを設定しますが、Aランクまで拡大しました。また、所在地区分についても、通常は市内を設定しますが、準市内まで拡大しました。結果としては、技術資料の提出があった4者のうち2者は市内事業者、もう2者は準市内事業者であり、ランクも1者はBランク、3者がAランクの事業者でした。入札参加資格を拡大したことで競争性が確保できたと考えています。」

委員：「技術評価点の「施工能力」と「成績評定点の実績」が今回の落札企業は0点ですが、これはどういった理由が考えられますか。」

本市：「この項目は、過去2年間の同一の登録工種で、工事成績評定点が80点以上の件数を評価するものです。80点以上を取った案件がない場合、又はそもそも対象工種での受注がない場合は、このような評価となります。」

委員：説明を了承。

議題1－(4) 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1 「都市計画道路桂町戸塚遠藤線(上倉田戸塚地区)街路整備工事(第3工区その25)」
2 「新綱島駅自転車駐車場整備工事(その3)」
3 「中部水再生センターほか1か所自動火災報知設備改修工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 一般競争入札(条件付)の中で予定価格が高額であるとともに、同種工事の施工実績を求めた案件であるため。
- 2 特殊な機械式駐輪場の整備工事であるとともに、別工種で発注した結果不調となったことを受けて発注し直した案件であるため。
- 3 施工内容及び過去の同種工事の応札状況から、複数の工種を設定し発注した案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1について、応札するのはJVでも単体でもいいとのことですが、入札結果はすべて単体の事業者でした。JVでは受注するメリットが少なかったのでしょうか。」

本市：「施工の規模がそこまで大きくないため、Aランクの事業者であれば1者でも施工可能な事業者が多くJVを組むメリットがなかったのではないかと考えられます。」

委員：「2について、地盤改良工事だけでなく、駐輪場システム設置も含んでいるとのことですが、機械自体は別の事業者が製作したものを取得して設置するというので、特段機械に関する技術力は求められていないのですか。」

本市：「そのとおりです。」

委員：「別の工種で発注した際に入札不調となった要因は何でしょうか。」

本市：「製作する機材に特許工法を用いるものがあり、特定の事業者が下請けに入る必要がありました。その場合、元請事業者が受注するメリットが減るため、応札がなかったと考えられます。入札不調を踏まえ、特許等が必要な部分については切り離して単独随意契約としました。」

委員：「平地に整備することや別の機材や工法で施工することはできなかったのでしょうか。」

本市：「工事担当からは、新綱島駅周辺は用地が限られており、その中で約500台規模の駐輪台数を確保しなければならぬということで検討した結果、今回整備する特殊な機械式・立体式の駐輪場を選定したと聞いています。選定のタイミングで他者では施工できない状況になっています。」

委員：「3について、予定価格が事前公表でありながら、最低制限価格未満で失格となった事業者が3つありますが、この要因としてはランダム係数が関係しているのでしょうか。またどのようにランダム係数は決定されますか。」

本市：「本市のランダム係数はシステムにより自動で決められるものではありませんが、今回の3者についてはランダム係数の設定の範囲外での応札でしたので、事業者側の積算が原因でないかと考えられます。」

委員：説明を了承。

議題1－(5) 随意契約についての審議

抽出案件：1 「北部第二水再生センター高圧配電制御設備工事」

2 「中部水再生センター中央監視制御設備修理工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 他の抽出案件と比較して、契約金額が大きい案件であるため。
- 2 他の抽出案件と比較して、請負率が低い案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「両方の案件について、特定の事業者が施工技術を持っているようですが、今後、他の事業者が参加できるようになる余地はあるのでしょうか。」

本市：「大規模なプラント 7+設備になるのでシステムも大規模になります。当初施設を整備する際は1つの事業者が全体のシステムを構築しているので、一部改修や機能追加については当該事業者でないとシステム全体の機能を果たせなくなります。」

委員：「2について、請負率が低い理由はどのようなもののでしょうか。」

本市：「通常、発注者側は直接的な工事に必要な費用については、事前に参考見積りを徴収し、関連する配線や電気工事などの費用については標準的な積算で経費等を積み上げて予定価格を決定します。今回は規模の小さな工事であり、標準積算は直接工事費が低いと経費が高くなる傾向にあります。事業者は経費を低く見積もっていたと聞いており、そのために請負率が低くなったのではないかと考えます。」

委員：説明を了承。

議題2－(1) 指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了承。

議題2－(2) 談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了承。

議題2－(3) 入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了承。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われていました。